

政治資金監査に関する研修テキストの改定（案） 第5回政治資金適正化委員会からの主な変更点

1 「使用人等」の定義等（テキスト41頁・46頁）

○ 第5回委員会提示案

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。

（中略）

- ・ 登録政治資金監査人は、使用人その他の従事者（以下「使用人等」という。）に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

（4）使用人等の監督等

18. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができること。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示、指導及び監督を行うこと。

「使用人等」とは

使用人等とは、政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。
なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。

○ 修正案

IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針

1. 一般的な留意事項

1. 登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての一般的な留意事項は、以下のとおりである。

(中略)

- ・ 登録政治資金監査人は、使用人等 (使用人その他の従業者をいう。以下同じ。) に対して、その職務の遂行上適切な指示、指導及び監督を行わなければならないこと。

(4) 使用人等の監督等

18. 登録政治資金監査人は、その業務を遂行する上で使用人等を使用することができること。その際には指揮命令系統、職務分担等を明らかにした上で、使用人等又はこれらの者であった者にも秘密保持義務が課されることを周知徹底し、適切な指示、指導及び監督を行うこと。

「使用人等」の資格とは

使用人等とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下で、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。また、政治資金監査に当たって、使用人名等の届出は必要ないが、政治資金監査契約書等において、使用人等の氏名、地位、資格等を国会議員関係政治団体に対して明らかにしておくことが望ましい。政治資金監査業務を補助する使用人その他の従業者をいう。

~~なお、使用人等には、特段の資格を有することを要しないものである。~~

(参考)「政治資金監査に関するQ & A」(抜粋)

IV-11 使用人等の資格

Q	登録政治資金監査人の使用人その他の従業者についても、登録政治資金監査人の資格を要するのか。また、使用人名等の届出は必要になるのか。
A	「使用人その他の従業者」とは、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではありません。また、政治資金監査に当たって、使用人名等の届出は必要ありませんが、政治資金監査契約書等において、使用人等の氏名、地位、資格等を国会議員関係政治団体に対して明らかにしておくことが望ましいものと考えます。

2 政治資金監査報告書記載例の説明 <テキスト76頁>

○ 第5回委員会提示案

会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例(1)～(3)のいずれかの例による場合、監査報告書中「2 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「2 監査の結果(1)」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、その旨を記載しても差し支えないこと。

- ・ 「2 監査の結果(3)」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ 「2 監査の結果(4)」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。

(例) 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)が存在しなかった場合

2 監査の結果

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 略

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

- ・ ~~「2 監査の結果(3)」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。~~

- ・ ~~「2 監査の結果(4)」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。~~

○ 修正案

会計帳簿等の関係書類の記載方法について

記載例（１）～（３）のいずれかの例による場合、監査報告書中「２ 監査の結果」は、政治資金監査において確認した会計帳簿等の関係書類の保存の実態に応じ、以下に基づき記載すること。

- ・ 「２ 監査の結果（１）」については、政治資金監査において保存されていることを確認した書類の名称を記載すること。

なお、当該国会議員関係政治団体の支出の状況により、法の規定上、保存又は作成する必要がなかった書類がある場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載しても差し支えないこと。

- ・ 「２ 監査の結果（３）」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。
- ・ 「２ 監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみを記載すること。また、法の規定上、いずれの書類も作成する必要がなかった場合は、当該書類は存在しなかった旨を記載すること。

（例）領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）が存在しなかった場合

２ 監査の結果

- （１）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）略

- （３）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

- （４）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

- ・ ~~「２ 監査の結果（３）」については、政治資金監査において、当該書類に基づき収支報告書に支出の状況が表示されていることを確認した書類の名称を記載すること。~~
- ・ ~~「２ 監査の結果（４）」については、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった場合には、その旨を記載すること。~~

（参考）政治資金監査報告書チェックリスト（現行テキスト 104 頁）

① 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合（記載例（１））

2 監査の結果			
14	<p>【（４）領収書等を徴し難かった支出の明細書等】</p> <p>領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書のうち、存在する書類のみが記載されているか。また、会計責任者において、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書を作成する必要がなかった場合は、「法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。」と記載されているか。</p>	□	/